

介護サービス情報の公表制度について

1 趣旨

この制度は、介護サービスの利用者・家族が、公表されたサービス事業者の情報を比較検討し、適切な事業者を評価・選択すること及び事業所の努力を適切に評価され選択されることへの支援を目的としています。

対象事業者には、サービス内容や運営状況など、利用者の選択に資する情報を公開することが義務づけられています。

2 概要

(1) 報告・公表

ア 指定情報公表センター（社会福祉法人長野県社会福祉協議会 以下「公表センター」という。）は、随時対象となる事業所へ報告に必要なID、パスワードを記載した通知を送付

イ 事業所は、送付された通知に従い期日までに報告

ウ 公表センターは、報告された内容を審査し、国の公表システムで公開

○ 報告（公表）対象事業所 別紙1参照

○ 公表内容 基本情報・・・事業所に関する基本事項
（名称、所在地、従業員の状況等）
運営情報・・・事業所運営に関する事項
（サービス提供マニュアル、従業員への研修・教育体制、苦情処理等）

○ 平成27年7月から、上記の公表内容に加え、事業所の基本情報として、従業員の資質向上に向けた取組（従業員の教育訓練のための制度や研修等）の公表が可能となっています。
また、任意で事業所の勤務時間や賃金体系、福利厚生等の状況等も公表できますので、介護人材確保の方策の一環として、積極的な活用をお願いします。

(2) 調査

新規事業所を中心に県が必要に応じ調査を実施

3 未報告事業者への対応

期限までに介護サービス情報の報告を行わない事業者については、事業所名等を公表することがあります。

【参考】

介護サービス情報の未報告、虚偽報告及び調査拒否等があった場合、知事は、報告を行うことや、内容の是正などの改善命令ができる。

この命令に従わない場合は、指定（許可）の取消し、指定（許可）の効力を停止することができる。（介護保険法115条の35）

報告対象事業所は、必ず報告をお願いします。

調査票グループ	No.	コード	サービス名称	一体報告	区分
1	1	110	訪問介護		○
	2	710	夜間対応型訪問介護		○
	3	760	定期巡回・随時対応型訪問介護看護		○
2	4	120	訪問入浴介護	※	○
	5	620	介護予防訪問入浴介護		○
3	6	130	訪問看護	※	○
	7	630	介護予防訪問看護		○
	8	770	看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)		○
4	9	140	訪問リハビリテーション	※	○
	10	640	介護予防訪問リハビリテーション		○
5	11	170	福祉用具貸与	※	○
	12	670	介護予防福祉用具貸与		○
	13	410	特定福祉用具販売	※	○
	14	440	特定介護予防福祉用具販売		○
6	15	150	通所介護		○
	16	780	地域密着型通所介護		○
	17	720	認知症対応型通所介護	※	○
	18	740	介護予防認知症対応型通所介護		○
	19	155	療養通所介護		○
7	20	730	小規模多機能型居宅介護	※	○
	21	750	介護予防小規模多機能型居宅介護		○
8	22	160	通所リハビリテーション	※	○
	23	660	介護予防通所リハビリテーション		○
9	24	320	認知症対応型共同生活介護	※	○
	25	370	介護予防認知症対応型共同生活介護		○
10	26	331	特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム)	※	●
	27	351	介護予防特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム)		●
	28	361	地域密着型特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム)		●
	29	335	外部サービス利用型特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム)	※	●
	30	355	外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム)		●
11	31	332	特定施設入居者生活介護(軽費老人ホーム)	※	●
	32	352	介護予防特定施設入居者生活介護(軽費老人ホーム)		●
	33	362	地域密着型特定施設入居者生活介護(軽費老人ホーム)		●
	34	336	外部サービス利用型特定施設入居者生活介護(軽費老人ホーム)	※	●
	35	356	外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護(軽費老人ホーム)		●
12	36	334	特定施設入居者生活介護(有料老人ホームサービス付高齢者向け住宅)	※	●
	37	354	介護予防特定施設入居者生活介護(有料老人ホームサービス付高齢者向け住宅)		●
	38	364	地域密着型特定施設入居者生活介護(有料老人ホームサービス付高齢者向け住宅)		●
	39	337	外部サービス利用型特定施設入居者生活介護(有料老人ホームサービス付高齢者向け住宅)	※	●
	40	357	外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護(有料老人ホームサービス付高齢者向け住宅)		●
13	41	510	介護老人福祉施設		●
	42	210	短期入所生活介護	※	●
	43	240	介護予防短期入所生活介護		●
	44	540	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		●
14	45	520	介護老人保健施設		●
	46	220	短期入所療養介護(介護老人保健施設)	※	●
	47	250	介護予防短期入所療養介護(介護老人保健施設)		●
15	48	530	介護療養型医療施設		●
	49	230	短期入所療養介護(介護療養型医療施設)	※	●
	50	260	介護予防短期入所療養介護(介護療養型医療施設)		●
16	51	430	居宅介護支援		○
17	52	550	介護医療院		●
	53	551	短期入所療養介護(介護医療院)	※	●
	54	552	介護予防短期入所療養介護(介護医療院)		●

一体報告※印について…主サービス報告時に一体的に介護予防サービスも報告可能なもの。

介護職員等によるたんの吸引等の実施について（令和5年度）

介護支援課

介護職員等によるたんの吸引等の実施における留意点！！

- 「認定特定行為業務従事者認定証」の交付を受けた者が、たんの吸引等を行うことができます。
- 実施できる医療的ケアは、認定証に記載がある行為のみです。
- 認定特定行為業務従事者を従事させ、たんの吸引等を行う場合は、事業者の登録が必要となります。

1 趣旨

「社会福祉士及び介護福祉士法」（昭和62年法律第30号）の一部改正により、一定の研修を受けた介護職員等においては、医療や看護との連携による安全確保が図られていること等、一定の条件の下で喀痰吸引又は経管栄養の医療的ケアを実施できることになりました。

2 喀痰吸引等が実施できる介護職員等の範囲

(1) 介護福祉士

平成28年度以降介護福祉士登録証に喀痰吸引等の行為が記載された者

(2) 認定特定行為業務従事者

喀痰吸引等研修等を修了し、認定証の交付を受けた者

3 実施可能な特定行為（喀痰吸引又は経管栄養）の種別

認定特定行為業務従事者認定証に記載された医療的ケアを、医師の指示のもと実施することが可能です。

○：実施可能な特定行為 △：研修を修了したもののみ実施できる特定行為

研修種別	対象者	喀痰吸引						経管栄養	
		口腔内	口腔内 (呼吸器)	鼻腔内	鼻腔内 (呼吸器)	気管カニューレ内部	気管カニューレ内部 (呼吸器)	胃ろう又は腸ろう	経鼻経管
第一号	不特定	○		○		○		○	○
第一号※1 (呼吸器)		○	△	○	△	○	△	○	○
第二号		△		△		△		△	△
第二号※1 (呼吸器)		△	△	△	△	△	△	△	△
第三号※2		特定	△	△	△	△	△	△	△

※1 人工呼吸器装着者への医療的ケアは通常の研修に加え、別途演習及び実地研修を修了した者が実施可能

※2 特定の者に対し必要な特定行為のみ実施可能

4 喀痰吸引等研修

(1) 研修内容

不特定多数の者	第一号研修	基本研修 講義(50H) + 各行為のシミュレーター演習	+	実地研修 喀痰吸引(口腔、鼻腔、気管カニューレ) 経管栄養(胃又は腸ろう)、経鼻経管
	第二号研修	基本研修 講義(50H) + 各行為のシミュレーター演習	+	実地研修 特定行為をいずれか1つ もしくは複数選択
特定の者	第三号研修	基本研修 講義及び演習(9H)	+	実地研修 (特定の者に対する必要な 行為のみ)

(2) 第一号研修、第二号研修（不特定多数の者対象）

◎ 令和5年4月現在の登録研修機関

研修機関名	設置者	定員(人)	受講料
飯田短期大学(飯田市)	学校法人高松学園	60人	基本研修 80千円 実地研修 1号 45千円 2号 5~45千円
学校法人松本学園松本短期大学(松本市)	学校法人松本学園	95人	基本研修 80千円 実地研修 1号 7~12千円 2号 7~12千円
公益財団法人介護労働安定センター長野支部(長野市)	公益財団法人介護労働安定センター	75人	基本研修 10.2円 実地研修 2号 1.7千円~
敬老園本部(上田市)	社会福祉法人敬老園	15人	基本研修 80千円 実地研修 1号 50千円 2号 30千円
佐久大学(佐久市)	学校法人佐久大学	40人	基本研修 80千円 実地研修 1号 50千円 2号 30千円
平成会研修センター(塩尻市)	社会福祉法人平成会	30人	基本研修 75千円 実地研修 1号 42千円 2号 7~42千円
松塩筑木曾老人福祉施設組合(塩尻市)	松塩筑木曾老人福祉施設組合	20人	基本研修 25千円 実地研修 1号 50千円 2号 10~40千円
朝日ながの病院研修センター(長野市)	社会福祉法人ハインスライフ	70人	基本研修 80千円 1号 50千円 2号 10~40千円
LMCビジネススクール(伊那市)	株式会社ライフマスターコーポレーション	36人	基本研修 83千円 実地研修 2号 5~83千円
総合福祉施設須坂やすらぎの園(須坂市)	社会福祉法人睦会	18人	基本研修 64千円 実地研修 2号 9~37千円
CLUアカデミー 辰野教室(辰野町)(R4.4.20登録)	合同会社CLUアカデミー	24人	基本研修 79千円 実地研修 1号 39千円 2号 7千円~

特定医療法人 新生病院（小布施町）	特定医療法人 新生病院	10人	基本研修 75千円 実地研修 10千円～
定員合計		493人	

受講対象者は、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、訪問介護事業者、障害者（児）施設等不特定の利用者に対して喀痰吸引等の行為を行う必要のある者です。

(3) 第三号研修（特定の者対象）

- ◎ 令和5年4月1日現在の登録研修機関数
障害者支援施設等 14か所

受講対象者は、障害者（児）のサービス事業所施設等に就業している介護職員等やALS等の難病のある特定の利用者に対して喀痰吸引等の行為を行う必要のある者です。（事業として複数の利用者に複数の介護職員がケアを行うことが想定される高齢者の介護施設や居住系サービス等は対象外となります。）

- (4) キャリア形成促進助成金・キャリアアップ助成金（所管：長野労働局地方訓練受講支援室）
正規労働者・非正規雇用の労働者に対し、職業訓練（Off-JT）を行った場合に、訓練に要した経費及び賃金を助成するものです。

喀痰吸引等研修（50時間）の場合は、

- * 研修経費の助成 正規労働者の場合は、研修経費の1/2（1/3）
非正規労働者は、10万円（7万円）
- * 賃金助成 正規労働者の場合は、800円（400円）/時間
非正規労働者の場合は、800円（500円）/時間

※括弧内は、大企業の場合の助成額

5 指導看護師等の養成

喀痰吸引等研修の講師を養成します。第一号研修、第二号研修の指導者の他、第三号研修の指導者養成も兼ねて実施しています。

- 開催日程（予定）
- 第一回 令和5年8月26日、27日（佐久会場）
 - 第二回 令和5年9月7日、8日（松本会場）
 - 第三回 令和5年10月7日、8日（飯田会場）

6 登録特定事業者・登録喀痰吸引等事業者の登録

(1) 新規登録時における留意点

ア サービス毎に登録を行って（申請書を作成して）ください。

例： 短期入所生活介護と介護予防短期入所生活介護は別の登録になります。

イ 医師又は看護師との連携について事前に確認し、体制整備を行ってください。（介護職員が喀痰吸引等の業務を行うためには、主治医の文書による指示が必要です。）

ウ 業務規程書のひな形は長野県ホームページに掲載してありますが、各事業所における実施体制を整備し、それに準じた業務規程書を作成してください。

エ 業務規程書には、手順書や計画書の書式を添付してください。

オ 登録喀痰吸引等事業者については、「介護福祉士の実地研修」の実施義務が課せられています。実地研修を修了していない介護福祉士に対して実地研修を実施することになりますが、その実施にあたっては、「長野県喀痰吸引等研修実施要綱」に基づき実施することとなります。また、登録申請にあたっては介護福祉士の実地研修実施方法について規定している書類の提出が必要です。

カ 登録喀痰吸引等事業者の登録申請には、既にたんの吸引等の行為が可能なのが登録証に記載された介護福祉士が存在し、当該介護福祉士の資格を証明する書類の提出が可能であることが条件となります。

(2) 登録特定行為事業者の更新及び変更

ア 登録する特定行為を追加する場合は、新たに追加して実施しようとする日（更新日）の30日前までに、更新申請書より更新手続きを行ってください。

イ 下記に掲げる事項に変更がある場合は、変更日の10日前までに変更届出書により届出を行ってください。

- ① 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者氏名
- ② 事業所の名称及び所在地
- ③ 喀痰吸引等業務開始予定日

ウ 上記イ以外の事項（認定特定行為業務従事者、業務方法書に定める事項等）の変更があった場合は、変更後10日以内に届出を行ってください。

(3) 登録特定行為事業の辞退等

ア 登録特定行為事業を辞退する場合は、辞退届により、登録を辞退する日の1か月前までに届出を行ってください。

イ 登録している特定行為の一部を辞退する場合は、辞退届と変更届出書を、特定行為が減少する日の1か月前までに届出を行ってください。

登録後の変更届等の提出について

長野県健康福祉部介護支援課
長野県健康福祉部地域福祉課

変更の内容	提出書類	提出日
法人代表者	変更届	変更日の10日前まで
法人名	変更届	変更日の10日前まで
法人所在地	変更届	変更日の10日前まで
事業所名	変更届	変更日の10日前まで
事業所所在地	変更届	変更日の10日前まで
定款・寄付行為及びその登記事項証明書・条例等(当該事業に関するものに限る。)	変更届	変更日の10日前まで
法人役員の氏名	変更届	変更日の10日前まで
業務方法書	変更届	変更後10日以内
喀痰吸引等を行う介護福祉士・認定特定行為業務従事者の名簿	変更届	変更後10日以内 (注)介護福祉士の届出は、平成29年度から開始される登録喀痰吸引等事業者のみ
喀痰吸引等の実施に係る備品一覧	変更届	変更後10日以内
実地研修責任者の氏名	変更届	変更後10日以内 (注)実地研修責任者の届出は、平成29年度から開始される登録喀痰吸引等事業者のみ
特定行為の追加 (例 今まで登録していた特定行為に、新たに鼻腔内の喀痰吸引が増える。)	更新申請書	業務開始日の1か月前まで
特定行為の減少 (例 今までやっていた口腔内の喀痰吸引が減る。)	辞退届及び変更届	業務辞退日の1か月前まで

※1 各種様式は、長野県ホームページに掲載してあります。

<http://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/kenko/koureisha/service/jigyosha/tokutekoi.html>

※2 特定行為とは、認定特定行為業務従事者（又は介護福祉士（H29年度～））が医師の指示に基づき実施する 口腔内の喀痰吸引・鼻腔内の喀痰吸引・気管カニューレ内部の喀痰吸引・胃ろう又は腸ろうの経管栄養・経鼻経管栄養 をいう。

※3 登録特定事業者とは、認定特定行為業務従事者が、医療関係者との連携のもと喀痰吸引等の医療的ケアを業務として実施する事業者。

※4 登録喀痰吸引等事業者とは、平成29年度から開始される。医療的ケアを行うために必要な講義等を修了した介護福祉士が、医療関係者との連携のもと喀痰吸引等の医療的ケアを業務として実施する事業者。

令和5年10月1日～令和6年9月30日の間に
介護支援専門員証の有効期間満了日を迎える皆様へ

介護支援専門員更新手続きについて

研修修了後に忘れずに介護支援専門員証の更新申請を行ってください

研修を受講しただけでは、更新申請を行ったことになりません。更新手続き期間内に介護支援課に申請書が届かない場合は原則として更新をすることができませんので、ご注意ください。

その場合、介護支援専門員証は失効し、翌年度以降再研修を受講しなければ、交付は受けられません。

※ また、新しい介護支援専門員証の交付を受けずに介護支援専門員として業務を行っていた場合は登録の消除となる場合があります。

更新申請受付期間

更新申請受付期間
有効期間満了日の前々月11日～前月の10日まで
〔例：令和6年4月10日が有効期間満了日の場合は、 令和6年2月11日～令和6年3月10日までが提出期間です。〕
※ただし、令和6年3月に有効期間満了日を迎える方が多いため、3月に満了する方は、令和5年12月から受付を開始します。可能な限りお早めに申請していただきますよう、御協力をお願いします。

下記の「更新申請の手続きについて」をご確認いただき、健康福祉部介護支援課へ受付期間内に申請書類を簡易書留で提出してください。

原則として、上記期間内に更新申請を行ってください。

更新申請受付期間終了までに研修が終了しない場合及びその他の事由により更新申請受付期間を過ぎてから申請をする場合には、**健康福祉部介護支援課サービス係介護支援専門員更新申請担当まで連絡の上、速やかに更新申請を行ってください。**

専門員証の有効期間満了日を過ぎている、又は申請書類の提出日から専門員証の有効期間満了日まで日数が少ない場合等には、適切に更新研修を修了していたとしても更新申請を受理することができませんのでご注意ください。

有効期間が更新された新しい介護支援専門員証は、有効期間の満了日までに、現住所に郵送する予定です。

(必ず手元に介護支援専門員証の写しを保管して置いてください。)

【介護支援専門員証更新申請書の申請期間について】

更新申請受付期間 有効期間満了日の前々月 11 日～前月の 10 日まで

有効期間満了日	更新申請期間
令和5年8月1日 ～ 令和5年8月31日	令和5年6月11日 ～ 令和5年7月10日
令和5年9月1日 ～ 令和5年9月30日	令和5年7月11日 ～ 令和5年8月10日
令和5年10月1日 ～ 令和5年10月31日	令和5年8月11日 ～ 令和5年9月10日
令和5年11月1日 ～ 令和5年11月30日	令和5年9月11日 ～ 令和5年10月10日
令和5年12月1日 ～ 令和5年12月31日	令和5年10月11日 ～ 令和5年11月10日
令和6年1月1日 ～ 令和6年1月31日	令和5年11月11日 ～ 令和5年12月10日
令和6年2月1日 ～ 令和6年2月28日	令和5年12月11日 ～ 令和6年1月10日
令和6年3月1日 ～ 令和6年3月31日	令和5年12月1日 ～ 令和6年2月10日 ※申請予定者多数のため、令和5年12月から受付を開始します。可能な限りお早めに申請していただきますよう、ご協力をお願いします。
令和6年4月1日 ～ 令和6年4月30日	令和6年2月11日 ～ 令和6年3月10日
令和6年5月1日 ～ 令和6年5月31日	令和6年3月11日 ～ 令和6年4月10日
令和6年6月1日 ～ 令和6年6月30日	令和6年4月11日 ～ 令和6年5月10日
令和6年7月1日 ～ 令和6年7月31日	令和6年5月11日 ～ 令和6年6月10日
令和6年8月1日 ～ 令和6年8月31日	令和6年6月11日 ～ 令和6年7月10日
令和6年9月1日 ～ 令和6年9月30日	令和6年7月11日 ～ 令和6年8月10日

更新研修を受講せず、更新をしない場合の手続きについて

現在お持ちの介護支援専門員証は失効します。失効した介護支援専門員証は県に返納しなければなりません。

更新研修を受講せず更新申請をしない場合は、下記の書類を有効期間満了後 10 日以内に介護支援課あてに郵送してください。

- 1 介護支援専門員証返納について(参考様式)
- 2 介護支援専門員証の原本

提出前に必ず確認！

更新申請の手続きについて

☆下記の書類を健康福祉部介護支援課サービス係介護支援専門員更新申請担当あてに **簡易書留** で郵送してください。

☆提出書類は**角2封筒に入れ**、封筒の表面に「**介護支援専門員更新申請**」と**朱書き**してください。

確認欄	更新のみ	更新+住所変更	更新+氏名変更	更新+住所・氏名変更	提出書類	留意点
	○	○	○	○	(様式第8号)介護支援専門員証更新申請書	記載例を確認のうえ、必要事項を記入してください。
	○	○	○	○	長野県収入証紙 2,700円分	収入印紙と間違えないようご注意ください。
	○	○	○	○	介護支援専門員証の 原本	※写しを手元に保管しておいてください。 (新しい介護支援専門員証は、有効期間満了日に発送します。)
	○	○	○	○	写真2枚	縦 3.0cm×横 2.4cm で顔のサイズが 2cm 程度のものご用意ください。 ※ 写真は、小袋に入れるなどしてから封筒に入れてください。 1枚は申請書に貼り付け、もう1枚は写真の裏面に氏名、介護支援専門員登録番号を記入して封筒に同封してください。
	○	○	○	○	介護支援専門員更新研修、介護支援専門員専門研修Ⅰ及びⅡ、又は主任介護支援専門員更新研修の修了証の 写し	<u>介護支援専門員更新研修(有効期間満了日の1年前から有効期間満了日までの間に修了したもの)</u> 、 <u>介護支援専門員専門研修Ⅰ及びⅡ(有効期間内に修了したもの)</u> ※Ⅰのみでは不可。ただし、2回目以降の更新の場合はⅡのみで可。 <u>主任介護支援専門員更新研修(有効期間内に修了したもの)</u> ※ 上記の研修を修了していなければ、更新できません。

＜住所、氏名に変更がある場合のみ＞						
	不要	○	○	○	(様式第5号)介護支援専門員資格登録簿登録事項変更届出書兼書換交付申請書	更新申請書と同時に申請できます。 その場合、書換交付に係る収入証紙 1700 円分と写真 2 枚の添付は不要です。 (更新申請書には収入証紙 2700 円分と写真 2 枚が必要です。)
	不要	○	不要	○	住民票	コピー不可
	不要	不要	○	○	戸籍抄本	コピー不可

(注)更新手続き中は介護支援専門員証が手元にない状態になりますので、新しい証が届くまでの間、更新申請前の介護支援専門員証の写しを各自で保管してください。

☆ 申請様式については、県のホームページに掲載します。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/kenko/koureisha/service/oshirase/senmonin.html>

介護支援専門員証の更新申請等の提出先及び問い合わせ先

長野県健康福祉部介護支援課サービス係 介護支援専門員登録担当

〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2

電話:026-235-7121 FAX:026-235-7394

ホームページ:<https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/kensei/soshiki/soshiki/kencho/kaigo/index.html>

E-mail kaigo-shien@pref.nagano.lg.jp

※ 提出書類は角2封筒に入れ、簡易書留で郵送してください。

※ 介護支援専門員の登録事項の変更(氏名、住所)、介護支援専門員証の紛失の際の再交付、介護支援専門員の(他の都道府県への移転)登録移転については、健康福祉部介護支援課へお問い合わせ下さい。

更新についての個別通知は行いませんので、各自でご確認いただくようお願いします。

令和5年10月1日～令和6年9月30日の間に
介護支援専門員証の有効期間満了日を迎える皆様へ

介護支援専門員更新研修について

介護支援専門員とは介護支援専門員証の交付を受けている方をいいます。

介護支援専門員証の有効期間満了日が過ぎると、**介護支援専門員として業務に従事することはできません。**(介護支援専門員であることをもって従事する居宅介護支援事業所の管理者や生活相談員、認定調査員等の業務もできません。)

また、研修を受講しても新しい介護支援専門員証の交付を受けずに介護支援専門員として業務を行った場合は、登録の消除となる場合があります。

介護支援専門員証の有効期間は5年です。

交付された介護支援専門員証に有効期間満了日が記載されます。

介護支援専門員証の更新のためには、更新研修を修了しなければなりません。

有効期間満了日の1年前から有効期間満了日までの間に研修修了日がある更新研修を受講する必要があります。

有効期間を更新するためには一定の研修を修了した上で、更新申請を行う必要があります。介護支援専門員としての実務経験の有無によって、受講する研修が異なります。有効期間満了日以降も介護支援専門員の実務に従事される方は必ず更新研修を受講してください。

<有効期間満了日後、介護支援専門員の資格に基づいて従事する予定のない方>

更新せずに有効期間を過ぎると介護支援専門員証は失効しますが、介護支援専門員の登録はされたままです。有効期間が過ぎた後であっても、実務に就こうとする前に再研修(54時間以上)を受講すれば、介護支援専門員証の交付を受けて、従事することが可能です。なお、失効した介護支援専門員証は県に返納しなければなりません。

受講すべき研修は？

① 介護支援専門員として現在実務に従事している方で初回更新の場合

- 介護支援専門員更新研修(実務経験者) 又は
介護支援専門員専門研修Ⅰ(研修時間 56 時間以上)及び介護支援専門員専門研修Ⅱ(研修時間 32 時間以上)を受講してください。

※ 専門研修Ⅰのみを修了しただけでは、更新できません。専門研修Ⅱを受講できない場合は、更新研修において未履修部分の課程(32時間)を受講して下さい。

② 介護支援専門員証の更新が2回目以降の場合

- 更新研修(実務経験者)【2回目以降更新者】を受講してください。

※介護支援専門員証の有効期間内に主任介護支援専門員更新研修を修了している場合、当該更新研修をもって介護支援専門員証の更新申請を行うことが可能です。

③ 介護支援専門員の実務に従事した経験が全くない方

- 介護支援専門員更新研修(実務未経験者) (54 時間以上) を受講してください。

注意

**研修の日程等に関して個別通知は行いませんので、
研修の受講を希望する場合は、長野県社会福祉協議会へお問合せ下さい。**

(注) 有効期間満了日の1年前から有効期間満了日までの間に研修修了日がある研修を修了してください。

長野県内の介護支援専門員の研修に関するお問合せ・申込先

長野県社会福祉協議会

〒380-0928 長野市若里7-1-7

電話:026-226-2000 FAX:026-227-0137

ホームページ: <http://nsyakyo.or.jp/>

【 注意喚起 】

介護支援専門員証を更新する方は、更新手続きを忘れずに！

～介護インフォメーション' 19 Vol. 9 (R1.12.20 発行) から抜粋～

介護支援課サービス係

介護支援専門員証の有効期間及び更新については、介護保険法第 69 条の 8 及び同法施行規則第 113 条の 26 に定められています。

有効期間満了後、更新手続きを行わず、新しい介護支援専門員証の交付を受けずに介護支援専門員として業務に従事し、情状が特に重い場合は、登録の消除となり、介護支援専門員として業務に従事することができなくなりますので、改めて有効期間を確認いただき、必ず介護支援専門員証の更新手続きを行うようお願いいたします。

なお、介護支援専門員証を更新するには、所定の研修を受講するのみでは、更新手続きを行ったことになりません。特に主任介護支援専門員の更新研修を修了し、その主任更新研修修了証で更新をご希望される方は、主任介護支援専門員の更新研修修了証に記載のある有効期間ではなく、お手持ちの介護支援専門員証の更新時期に合わせて、更新手続きを行うようお願いいたします。

更新申請書の様式及び必要書類の詳細につきましては、長野県ホームページに掲載しておりますのでご確認ください。

○掲載先 URL (長野県ホームページ)

※「トップページ」→「組織案内」→「健康福祉部」→「介護支援課」→

「介護支援専門員に関するお知らせ」→

「介護支援専門員の登録、介護支援専門員証交付に関する手続きについて」

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/kenko/koureisha/service/oshirase/index.html>

【問合せ先】長野県 健康福祉部 介護支援課 サービス係

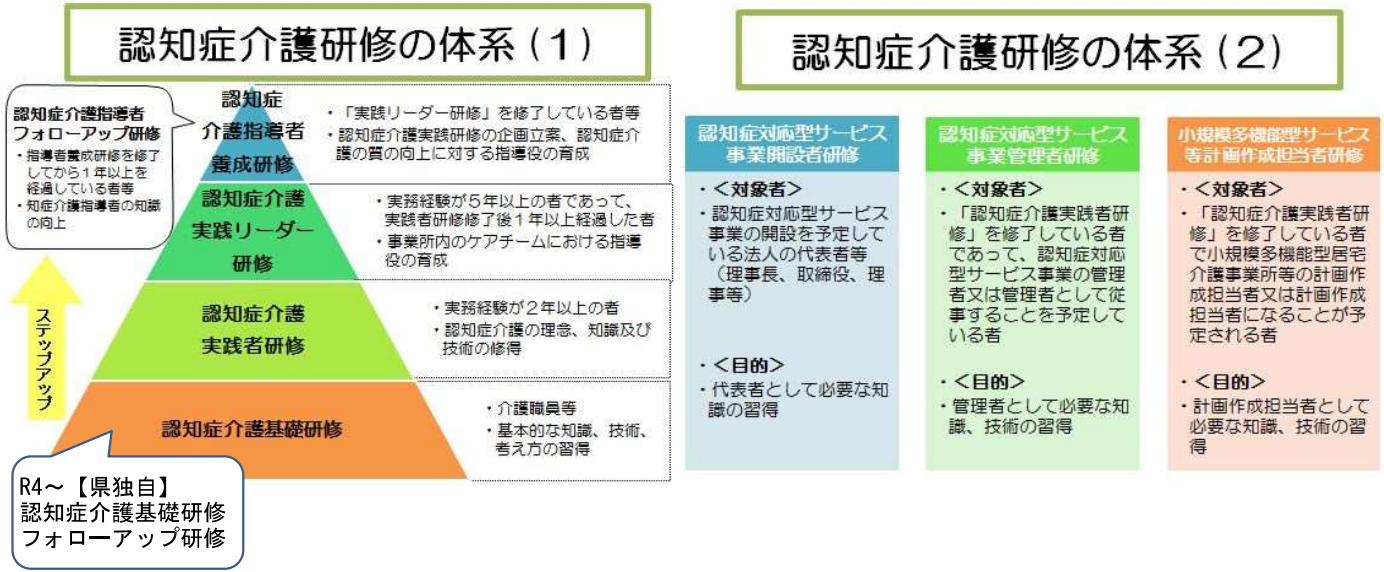
電話：026-235-7121 (直通)

FAX：026-235-7394

認知症介護研修について

介護支援課 介護人材係

1 令和5年度研修体系



研修名	委託及び指定先
認知症介護基礎研修（eラーニング）	認知症介護研究・研修仙台センター（指定）
認知症介護指導者養成研修	認知症介護研究・研修大府センター（委託）
認知症介護指導者フォローアップ研修	
認知症介護基礎研修フォローアップ研修	（一社）長野県認知症介護指導者会（委託）
認知症介護実践者研修	
認知症介護実践リーダー研修	
認知症対応型サービス事業開設者研修	電 話：0268-71-6755
認知症対応型サービス事業管理者研修	住 所：〒386-0022 上田市緑が丘1丁目17-14
小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修	ホームページ：https://nagano-careshidousha.net

2 認知症介護基礎研修の無資格者への義務付けについて

(1) 概要

令和3年度の介護報酬改定により、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者（※）について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることが介護サービス事業者に義務づけられた。なお、3年の経過措置期間があるため、令和5年度末までに措置を講じる必要がある。また、経過措置期間終了後（令和6年度以降）の新入職員の受講は1年の猶予期間が設けられている。

※医療・福祉関係の資格を有さない者

看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等の資格を有さない者

(2) 実施状況

長野県では令和3年9月よりeラーニングによる研修を実施。

(3) 県ホームページ

「トップページ」→「健康・医療・福祉」→「福祉一般」→「福祉・介護人材」→「福祉・介護人材の養成・研修について」→「認知症介護実践者等養成研修」→「認知症介護基礎研修について」

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/jinzai/ninchisyokaigokisokensyu.html>

事務連絡
令和5年9月5日

各都道府県介護保険担当主管部（局）
各市区町村介護保険担当主管部（局） 御中

厚生労働省老健局高齢者支援課
認知症施策・地域介護推進課
老人保健課

情報通信機器を活用した介護サービス事業所・施設等における
管理者の業務の実施に関する留意事項について

介護サービス事業所・施設等（以下「介護事業所等」という。）の管理者については、例えば、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第6条及び第28条など、各サービスの人員や運営に関する基準において、

- ・ 原則として、介護事業所等ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者が配置されなければならない、
- ・ 管理者の責務として、従業者及び業務の管理並びに従業者に運営基準を遵守させるため必要な指揮命令を行わなければならない

こととされています。

今般、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（令和4年6月3日デジタル臨時行政調査会）において、少子高齢化が進む中で、デジタル技術を活用し、生産性向上や人手不足解消等を進める観点から、「常駐規制」（物理的に常に事業所や現場に留まることを求めている規制をいう。以下同じ。）について、デジタル技術等の活用による見直しを行う方針が示されました。現在、介護事業所等の管理者の「常駐」については運営基準上明示していないところ、同プランを踏まえ、「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」（令和4年12月21日デジタル臨時行政調査会）において、管理者の「常駐規制」について、本年9月までに必要な対応を行うこととされたところです。

つきましては、管理者による情報通信機器を活用した遠隔での業務の実施（以下「テレワーク」という。）に関する考え方を下記のとおりお示しすることとしましたので、その内容について御了知いただくとともに、管内の介護事業所等に対して御周知いただきますよう、お願いいたします。

なお、本事務連絡は介護保険法（平成9年法律第123号）上の各サービスの人員や運営に関する基準で定める管理者（特別養護老人ホームの施設長も含む。）の取扱い

についてお示しするものですが、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）及び関係省令で定める軽費老人ホーム及び養護老人ホームの施設長についても、本事務連絡における取扱いに準ずることとして差し支えないことを申し添えます。

記

第1 テレワークに関する基本的な考え方

介護事業所等の管理者は、当該介護事業所等の管理上支障が生じない範囲内において、テレワークを行うことが可能である。また、当該管理者が複数の介護事業所等の管理者を兼務している場合にも、それぞれの管理に支障が生じない範囲内において、テレワークを行うことが可能である。その際、利用者やその家族からの相談対応なども含め、利用者に対するサービスの提供や提供されるサービスの質等に影響が生じないようにすること。

なお、本事務連絡に記載の取扱いについては、管理者としての職務への従事に関して示したものであり、管理者が管理者以外の他の職種（介護職員等）を兼務する場合の当該他の職種としての業務に関して示したものではない。管理者以外の職種におけるテレワークの取扱いについては、今後、「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」を踏まえ、令和5年度中に別途お示しすることとする。

また、管理者が兼務可能な介護事業所等の範囲の見直し等については、今後、「規制改革実施計画」（令和5年6月16日）に基づき、社会保障審議会介護給付費分科会等での意見も踏まえながら、令和5年度中に結論を得ることとしている。

第2 管理上支障が生じない範囲の具体的な考え方

- (1) 管理者がテレワークを行い、介護事業所等を不在とする場合であっても、サービスごとに運営基準上定められた管理者の責務（例えば、通所介護の場合、従業者の管理、利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理及び従業者に運営基準を遵守させるため必要な指揮命令）を管理者自らが果たす上で支障が生じないよう体制を整えておくこと。その際、管理者以外の従業者に過度な負担が生じることのないよう、留意すること。
- (2) 特に、利用者及び従業者と管理者の間で適切に連絡が取れる体制を確保すること。また、管理者は利用者、従業者及びその他関係者と、テレワークを円滑に行えるような関係を日頃から築いておくこと。
- (3) 事故発生時、利用者の状態の急変時、災害の発生時等、管理者がテレワークを行う場合における緊急時の対応について、あらかじめ対応の流れを定めておくとともに、必要に応じて管理者自身が速やかに出勤できるようにしておくこと。
- (4) 管理者としてテレワークを行うことができる日数・時間数については、介護サービスの種類や介護事業所等の実態等に応じて、各事業者において個別に判断す

ること。ただし、他の職種を兼務する管理者がテレワークを行う場合、管理者以外の各職種の人員配置基準に違反しないようにすること。

- (5) 上記(1)～(4)について、利用者やその家族、都道府県、市町村等から求めがあれば、適切かつ具体的に説明できるようにすること。

第3 テレワークの環境整備に関する事項

- (1) 利用者やその家族に関する情報を取り扱う際は、個人情報保護関係法令、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」（平成29年4月15日（令和5年3月一部改正）個人情報保護委員会・厚生労働省）及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第6.0版（令和5年5月）」を参照し、特に個人情報の外部への漏洩防止や、外部からの不正アクセスの防止のための措置を講ずること。
- (2) 上記に加えて、第三者が情報通信機器の画面を覗き込む、従業者・利用者との会話を聞き取るなどにより、利用者やその家族に関する情報が漏れることがないような環境でテレワークを行うこと。
- (3) 利用者やその家族に関する情報が記載された書面等を自宅等に持ち帰って作業する際にも、情報の取扱いに留意すること。
- (4) その他、テレワーク実施者の適切な労務管理等について、「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」（令和3年3月25日 基発0325第5号・雇均発0325第4号 別添1）を参照すること。なお、テレワークに係る労務管理・ICTの活用等の事業者向け無料相談・コンサルタント窓口として「テレワーク相談センター」を設けているため、必要に応じ活用いただきたい。

(参考1) 「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」（平成29年4月14日（令和5年3月一部改正）個人情報保護委員会 厚生労働省）

<https://www.mhlw.go.jp/content/001120905.pdf>



(参考2) 「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第6.0版（令和5年5月）」

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000516275_00006.html



(参考3) 「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」（パンフレット）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000828987.pdf>



(参考4) 「テレワーク相談センター」のご案内

<https://telework.mhlw.go.jp/info/map/>

